関 保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 大谷会
所 在 地	関市前町35-2
電話番号	0 5 7 5 - 2 2 - 2 2 6 2
代表者氏名	理事長 鈴木 專英

2 利用施設

14	=n:	War:	/m -k	
施	設の種	類	保育所	
施	設の名	称	関 保育園	
施	設の所在	地	関市本郷町88番地1	
連	絡	先	電話番号 0 5 7 5 - 2 2 - 0 3 1 3	
			FAX 0 5 7 5 - 2 2 - 0 3 3 1	
管	理	者	園長	
対	象 児	童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるとこ	ろによ
			り,保育を必要とする小学校就学前児童	
利	用 定	員	満3歳以上の児童 60	人
			満1歳以上満3歳未満の児童 50	人
			満1歳未満の児童 10	人
開	設 年 月	月	昭和23年10月30日	
事	業 所 番	号	2000-05-007459	

3 サービスの目的・運営方針

関 保育園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育 を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。) の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1)施 設

敷地	敷地全体	1747.62 m²
	園庭	882, 055 m²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	890. 49 m²

s(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	白組(0・1 歳児クラス)
ほふく室	1室	
保育室	4室	満2歳児クラス, 年少児組 (満3歳児クラス), 年中児組 (満4歳児クラス), 年長児組 (満5歳児クラス)
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	2	2		
保育士	2 3	1 1	1 2	
事務員	1	1		
調理員	2	2		

当園では、「岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」 (平成24年12月26日岐阜県条例第90号。以下「条例」という。)」の定 める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置 しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系		
園長	正規の勤務時間帯(7:30~19:15)		
主任保育士	正規の勤務時間帯(7:30~19:15)		
保育士	正規の勤務時間帯(7:30~19:15)		
事務員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)		
調理員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)		

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

7 保育を提供しない日

日曜日、国民の祝日及び本園が必要と認める臨時休業日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の 場合,7時30分から18時30分までの範囲内で,保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は,就労時間その他保 育を必要とする時間を勘案し,当園との協議のうえで保護者ごとに個別に 決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時15分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合, 8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時15分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

9 提供する保育等の内容

当園は,保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)を踏まえ, 以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供 上記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します(ただし、別途利用 者負担有)。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		12時00分頃	15時頃	
4歳児		12時00分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

- ※ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) 一時保育を実施

保育時間 08:30~16:30

保護者負担料金(一回当たり)

対象年齢	単位時間	料金表示
0歳~3歳未満	8	1500円
0歳~3歳未満	4	750円
3歳以上児	8	1200円
3歳以上児	4	600円

給食代金 おやつ50円+給食200円+おやつ50円=300円

利用料の年齢区分は、利用する年度の4月1日の年齢により区分する。 同一世帯の複数の児童が利用する時は、年齢が最も低い児童以外の児童 の利用料の額は、一人当たりの額の半額とする。

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料) 支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払い いただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
 - (1) に掲げる保育料のほか,別表に掲げる費用を負担していただきます。 お支払方法については、別途お知らせします。

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給 要件に該当しなくなったとき
 - (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科,内科

医療機関の名称	阿知波医院
医 院 長 名	阿知波 洋一郎
所 在 地	関市出来町12番地
電 話 番 号	$0\ 5\ 7\ 5-2\ 2-3\ 2\ 7\ 1$

(2) 歯科

医療機関の名称	安桜歯科
医 院 長 名	井上 幸孝
所 在 地	関市本郷通7-5-7
電 話 番 号	$0\ 5\ 7\ 5-2\ 3-4\ 8\ 3\ 8$

13 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保 護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行い ます。

14 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

	・責 任 者	園長 山田 薫
当園	・窓口担当者	主任保育士。森 章子
ご利用相談窓口	・ご利用時間	8:30~ 17:30
	・電話番号	$0\ 5\ 7\ 5-2\ 2-0\ 3\ 1\ 3$
	F A X	$0\ 5\ 7\ 5-2\ 2-0\ 3\ 3\ 1$
	担当者が不在	の場合は,当園職員までお申し出ください。
	元七 エ日	電話番号 0575-21-2233
第三者委員	石木 五月	あさひ夢まち協議会 会長
		電話番号 0575-24-6332
	梅田 洋子	社会福祉士

[※] 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める,消防計画書により対応いたします。		
	・自動火災報知機 有 ・誘 導 灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有		
防災設備	・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無		
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 有		
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は,毎月1回以上実施します。		

16 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では,以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園賠償責任保険
保険の内容	保育園児団体傷害保険
保険金額	1,400円

[※]詳しくは、別途配布する「保険のしおり」を御確認ください。

17 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。	
宗教活動, 政治活動,	利用者の思想,信仰は自由ですが,他の利用者に対する	
営利活動	宗教活動,政治活動及び営利活動はご遠慮ください。	

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容, 負担を求める理由及び目 的	金額		
主食に係る費用	主食費(年少・年中・年長)	月額 800円		
副食に係る費用	副食費(年少・年中・年長)	月額 4,500円		
協力費	園バス維持の為(全園児)	月額 200円		

2 時間外保育に係る利用者負担

1回1時間につき、100円。ただし、月額2.000円を限度とする。

3 バス利用料金

往復利用料金 3,000円

兄弟二人目より 1,500円

往復利用料金 1,500円

兄弟二人目より 1,300円

但し登園・降園のいずれかの利用に限り、又二人以上の利用でも同額とする。

4 一時保育負担金額(一回当たり)

対象年齢	単位時間	料金表示
0歳~3歳未満	8	1,500円
0歳~3歳未満	4	750円
3歳未満児	8	1,200円
3歳以上児	4	600円

給食代金 おやつ50円+給食200円+おやつ50円=300円

利用料の年齢区分は、利用する年度の4月1日の年齢により区分する。 同一世帯の複数の児童が利用する時は、年齢が最も低い児童以外の児童の利用 料の額は、一人当たりの額の半額とする。

- ※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。
- ※ 保護者会が集めるものとして月700円があります。

保護者の皆様へ

(お手数ですが同意書の記入をお願いします)

当園における保育の提供を開始するに当たり、	別紙に基づき重要事項の
説明を行いました。	

保育園名 : 関保育園

説明者職名 : 園 長 氏名

施設利用にあたっての同意書

私は、本書面に基づいて 関保育園の利用に当たっての重要事項の 説明を受け、同意しました。

 令和
 年
 月
 日

 保護者
 :

 園児から見た続柄:

画像等個人情報使用同意書

園児の生き生きと活動している姿を知るためには、文章での説明よりも、画像等で園行事などを掲示されたり、園だよりに記載されたほうが、理解しやすいと思います。肖像権の保護もありますが、多くの保護者の方に、関保育園のことを知ってもらい、いつまでも心の依りどころとして残る園となることを願い、必要最小限の範囲内において画像を使用することに同意します。

令和 年 月 日

保護者